個人情報保護条例におけるオンライン結合制限の規定例

- 〇 A県個人情報保護条例では、
- ① 公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、 オンライン結合による保有個人情報の提供を行ってはならないこととされ、
- ② オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするときは、 あらかじめ、情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない こととされている。

O A県個人情報保護条例

(オンライン結合による提供)

- 第X条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。
- 2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとする ときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づき提供するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき提供するとき、又は本人に提供するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。
 - (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを提供するとき。
 - (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき。
- 3 (略)